

## 明治前期の「学制」と会読

前田 勉

社会科教育講座

### Gakusei and Kaidoku in Early Meiji Era

Tsutomu MAEDA

Department of Social Studies, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

#### 1

江戸時代、全国各地の藩校や私塾では、会読という読書方法が広く行われていた。それは、複数の人々が定期的に集まり、討論しながら一つのテキストを読むという共同読書の方法で、儒学の経典や史書ばかりか、オランダ書籍や日本古典までもが、この方法で読まれていた。筆者は、近世日本の身分制社会のなかで、対等な人間関係のもとで討論しながら共同読書する、この会読の思想史的な意義を論じてきたが<sup>(1)</sup>、本稿では、明治時代になって、この会読がどうなったのか、その結末を追ってみたい。

ところで、明治時代、幕府の昌平坂学問所や藩校が廃校になったとき、会読もそれとともに廃れてしまったと思われるかもしれない。五倫五常の教えである儒学の衰退とともに、その読書方法である会読もまた、用無しになっただろうという予断からである。しかし、明治前期の漢学塾のなかでは相変わらず、会読、とくに講ずる会読である輪講がさかんに行われていた。自由民権運動の盛んだった五日市の勤能学校の教師となった利光鶴松は、明治10年代の漢学塾における輪講の様子を次のように伝えている。

当時、漢学塾ノ教授ノ仕方ハ、書生ノ学力ニ応ジテ階級ヲ分チ、各階級毎ニ午前壱回講義ヲ聴キ、午後壱回輪講ヲ為ス。(中略) 輪講トハ、討論会ノ如キモノニテ、同階級ノ塾生ガ車座ナリニ座席ニ就キ、其内ノ一人ガ、予メ定メラレタル書物ノ或部分ヲ講義スレバ、其終ルヲ待チテ他ノモノガ、交々質問ヲ発シ、互ニ論難弁駁ヲ交換シテ学問スルノ法ナリ。輪講ノ会頭ハ会頭席ニ居リテ其討論ヲ聴キ、終結ノ後各自ノ説ニ批判ヲ加ヘ、其当否ヲ審査宣告スルナリ<sup>(2)</sup>。

もちろん、こうした「車座の討論会」は、維新後の文明開化の風潮のなかで、明治10年代まではなお青年教育の場として命脈を保っていた、漢学塾のみに行われた古臭い学習・教育方法であったという解釈もできる

だろう。それは、早晩、近代化＝西欧化の流れのなかで、自然消滅してしまうものなのだという思いこみからである。しかし、事實は必ずしもそうではなかったのではないか。たとえば、小川為治の『学問之法』(西山堂、明治7年刊)という著作がある。小川為治は、福沢諭吉の『学問のすすめ』の通俗版ともいえる『開化問答』(初編、明治7年刊)を著し、そのなかで、旧套墨守の「旧平さん」を開化推進の「開次郎さん」に批判させている。軽佻浮薄な批判そのものは文明開化の底の浅さとして見ることもできるが、ここで注目したいことは、そうした文明開化の先導者を自負している小川によって、会読の積極的な意義が説かれていた点である。小川は『学問之法』の「会読ノ益」という項目において、「三四人社ヲ結ビテ、ミナ同一ノ書ヲ読ミ、予メ約セシ會日ニ於テ集會シ、各々我思フ所ノ議論ヲ出シ、互ニ參互シテ討究スレバ、各々ミナ広ナル利益ヲ受得ラルベシ」(第3冊、52裏～53表)と、共同読書の効用を説いているのである。小川によれば、「読書百遍一ノ討論ニ如ズ」だからである。

「百聞ハ一見ニ如ズ」ト云リ。予ハマタ曰ン、「読書百遍一ノ討論ニ如ズ」ト。蓋シ一室ニ閑居シテ、書籍ノミ耽籍スル者ハ、其ノ識見孤陋ニシテ、決シテ實際ノ益ヲ為サザルモノナリ。モシ読書上ヨリ得タル事ヲ以テ、師友ノ間ニ質問シ、其ノ真偽可否ヲ確定シタランニハ、其ノ議論実着ニシテ、適トシテ用ニ当ザルコトナシ。人試ニ思ヘ、今読ミシ所ノ書中ノ意味ヲ以テ、直ニ人ニ向テ、コレヲ講説スルコトヲ得ルヤ、否。是レ決シテ能ハザルコトナリ。サレドモ此ノ意味ヲ以テ、一旦人ト討論ヲ経タランニハ、何地、如何ナル人ニ向テモ、明晰ニコレヲ縷述スルコトヲ得ベシ。(同上、16裏～17表)

18世紀後半、江村北海の『授業編』(天明3年刊)では、一人で読むことと、共同で読むことの優劣を問われて、前者が選択されていたが、ここでは「人ト討論」することによって、読書で獲得した知識を「何地、如何ナル人ニ向テモ、明晰ニコレヲ縷述スルコトヲ得」

る「實際ノ益」があるという点から、後者の共同読書の効用が主張されている。さらに小川は、「他人ノ議論異見」への寛容の精神さえ説いていた。

凡ソ人、何事ニ限ラズ、己ガ説ニ固執シテ、他人ノ言ヲ納レズ、驕傲ニシテ、自ヲ是トシ、他人ヲ卑ミ視ル者ハ、極愚極獣ト云ベクシテ、此等ノ徒ハ、其ノ事ノ真面目ヲ見ルコト能ハザルト知ルベシ。抑モ学問上乘ノ工夫ハ、ヨク他人ノ議論異見ヲ聴キ、虚心ニコレヲ斟酌商量スルコトナリ。モシ果シテ此ノ如クナラバ、他人ノ議論異見、恒ニ我及ザル所ヲ助ケ、遂ニ我見識ヲシテ完善全美ナルモノトナスコトヲ得ベシ。是ヲ以テ観レバ、他人ノ議論已ト異ナルモノヲ聴ト雖ドモ、妄ニ吾一己ノ見ヲ以テ、コレヲ駁スベカラズ。容忍シテ、又容忍スベシ。且人ニ対シ、己ガ議論ヲ述べ、異見ヲ語ルニハ、極テ温和、極テ柔軟ナルベシ。決シテ悪言ヲ出シ、激談ヲ肆ニスベカラズ。口舌ノ争、時トシテハ拳ヲ以テ相戦フヨリ甚シ。拳打ノ傷ハ瘡エヤスシ。言語ノ痕ハ、愈エガタシ。慎ザル可ンヤ。抑我ニ客気争心アリテ、他人ノ議論ヲ聞トキハ、タダ其ノ異ナルヲ見テ、其ノ同キヲ覚ズ。苟モヨク虚心ニシテ、コレニチカツキ附近シ、シアンスル体貼スレバ、始相異ナリト思フモノモ、次第ニ我ト同キヲ覚ベキナリ。(同上、22裏～23裏)

ここでは、昌平坂学問所の御儒者だった中村敬宇が、明治になって翻訳したミルの『自由之理』に通ずる、討論の奨励と異説への寛容が、そのまま祖述されているのである<sup>(3)</sup>。とすれば、少なくとも、明治前期においては、会読は予想以上の積極的な意味をもっていたのではないか。さらにいえば、会読がなくなるのは、藩校や漢学塾の廃止・衰退という外的な理由のみではない、もっとほかの内的な理由があるのではないか。本稿では、こうした問題意識をもって、会読という視点から明治前期の学校教育、ことに明治5年(1872)の「学制」の一側面を明らかにしたい。

## 2

近代日本の学校制度の起点となったのは、明治5年の「学制」であったことはいうまでもない。それまでの武士教育の機関としての藩校や庶民教育を担った寺子屋とは一線を画した、近代学校はここから始まる。この「学制」は、本稿の問題関心から見ても、きわめて注目すべき内容を含んでいる。

よく知られているように、「学制」の教育理念は、公布にあたって発せられた「被仰出書」のなかに宣言されていた。その冒頭は、次のように書かれている。

人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ、他ナシ、身ヲ修メ智ヲ開キオ芸ヲ長ズルニヨルナリ。而テ其身ヲ修メ智ヲ開キオ芸ヲ長ズルハ学ニアラザレバ能ハズ<sup>(4)</sup>。(「学制

につき被仰出書」)

学問は「身ヲ立ルノ財本」だと、立身出世の実利的な目的が正面から掲げられた。教育の目的は、藩や国家の有用な人材を育成するためではなく、「身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル」という個々人の経済的自立のためとされたのである。教育の目的を個人の立身におくという点で、藩(国家)のために人材を育成するという江戸時代の教育観とは、明確に異なっていた。

さらに教育内容においても、「詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥リ、其論高尚ニ似タリト雖ドモ之ヲ身ニ行ヒ事ヲ施スコト能ハザルモノ少カラズ<sup>(5)</sup>」とされて、詩歌・文章を暗誦したりする儒学や国学的な学問は、無用な学問として否定された。ここに、『学問のすすめ』に説かれた福沢諭吉の実学観の影響があることは見やすい。

しかし、注目すべきは、この「学制」発布時点では、たしかに儒学や国学の学問が「空理虚談」だと批判されたにしても、それまでの会読＝輪講という学び方は否定されていなかったという点である<sup>(6)</sup>。そのことは、「学制」後に提示された「小学教則」を見るとはっきりする。

「学制」第27章の教則に関する規則には、小学校の教科は下等と上等とに二分され、各科の教科目が列挙されている。下等小学では、綴字・習字・単語・会話・読本・修身・書牘・文法・算術・養生法・地学大意・理学大意・体術・唱歌の14科目、上等小学では、下等小学の諸科目のほかに史学大意・幾何学畧画・博物学大意・化学大意の4科を加え、さらに選択科目として外国語・記簿法・画学・天球学をおくとされていた。この「学制」を受けて、明治5年9月に公布された文部省の「小学教則」<sup>(7)</sup>には、教科目を各学年にどのように配当するのか、教科書は何を使用すべきか、また、どのように教授するかの方法について記載されている。そこには、「輪講」によるテキスト読解が例示されているのである。

具体的にいえば、読本・地学・理学・史学の下等・上等の教科で「輪講」が指示されている。下等4級の読本輪講で、「既ニ学ヒシ所ヲ諳誦シ来リ一人ツ、直立シ所ヲ変ヘテ其意義ヲ講述ス」とあるのが最初の輪講で、以下、上等1級まで、毎級に輪講がかかげられている。たとえば、上等8級の理学輪講では、「博物新編和解・同補遺・格物入門和解・気海観瀾広義ノ類ヲ独見シ来テ輪講セシメ教師兼テ器械ヲ用テ其説ヲ実ニス」とあり、上等4級の史学輪講には、「万国史略ノ類ヲ以テ独見輪講スルコト前級ノ如シ」(小学教則、上等4級)とある。この輪講は、翌年の「改正小学教則」(明治6年5月)にも、下等の4級の読本から見える。すなわち、下等4級の読本輪講(1週4時)に、「既ニ学ヒシ所ヲ諳誦シ来リ一人ツ、直立シ所ヲ変ヘテ其ノ意

義ヲ講述ス」<sup>(8)</sup>と、前年の小学教則とまったく同じ指示がなされている。

ただ、この明治5年の文部省「小学教則」は、必ずしも全国一律に実施されたわけではない<sup>(9)</sup>。各府県の実情に応じて、教則は異なっていたからである。もちろん、文部省の教則を多少の変更を加えながらも実施した県もあるが、このほかにも、江戸時代以来の庶民教育の中心教科であった読み・書き・算術の三教科を基本にして小学校教則を編成している県、あるいは、後に述べるように、新たに設置された東京師範学校において編成された教則に依拠した県もあって、「学制」成立当初は、明治14年(1881)の「小学校教則綱領」以後の全国一律の画一性はなかった。しかし、そうだとはいえ、輪講が教育方法の一つとして重要な位置を占めていることに変わりなかった。三教科式の教則を実施した、たとえば小田県の教則<sup>(10)</sup>でも、第5級以上の読書には「已ニ学ブ所ノ書ニツキ一週一度輪講セシム」(第5級)、「講義会読ヲ主トシ」(第4級)、「独見ノ上質問講義会読等ヲ要ス」(第2級)、「各国ノ盛衰強弱政体風俗等ノコトヲ輪講論述セシム」とされている(この点は、後に述べる)。さらに師範学校式の教則を実施した県、たとえば千葉県の教則においても、10歳から13歳までの上等小学校では「輪講」の時間が設けられているのである<sup>(11)</sup>。

このように「学制」実施時に、それまで藩校で行われていた会読＝輪講の学習方法が小学校に採用されたことは、ある意味、画期的であったといえるだろう。もともと藩校での会読は、対等性を本質にしているとはいえ、その範囲は武士に限定されていた。藩校への入学は、百姓・町人には許されていなかったからである(道徳的な教化のために講釈を聴聞することはできたが、武士と対等に討論することはなかった)。しかし、四民平等の理念のもとに、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期」された義務教育化された小学校では、「華士族農工商及婦女子」の「一般ノ人民」(「学制につき被仰出書」)<sup>(12)</sup>の子弟が平等に輪講の授業を受け、学力を競争しあうことが国家の教育政策として計画されたのである。その意味で、明治5年の「学制」は平等な人間関係で行われる会読＝輪講を国家的に実現しようとした政策であったといえるのではないか。江戸時代、伊藤仁斎、荻生徂徠に始まった会読＝輪講は、最初、ごく限定された同志たちの間で行われたに過ぎなかったが、「学制」はこれを制度化することによって、士農工商の四民の子弟間で行おうとした。江戸時代、武士と農民・百姓の子弟が一つのテキストを対等に討論しながら読みあうなどということ、を、一体、誰が想像できたのだろうか。

こうした四民平等理念にふさわしい輪講の実施は、すでに「学制」以前に認められることを指摘しておかねばならない。ここで注目すべきは、江戸時代の藩校と寺子屋の間に位置していた郷学の伝統を受け継ぎながら、明治維新後、学制以前に新たに各地に設立された郷学である<sup>(13)</sup>。江戸時代、基本的には藩校では、素読・講釈・会読＝輪講の三つの学習方法が採用されていたが、読み・書き・算術の寺子屋は素読段階にとどまり、会読は行われなかった。しかし、学制以前の維新期の郷学では、会読＝輪講が学習・教育方法として採用されている点は注目せねばならない<sup>(14)</sup>。

もとより旧藩主の主導のもとで設立された、藩校の延長としての郷学の場合、輪講＝会読が行われたとしても、不思議ではない。たとえば、「藩主水野忠敬管下ノ学事ヲ振興シ、農工商士ノ別ナク、万古ノ心胸ヲ開拓セント欲シ」<sup>(15)</sup>で創られた旧藩閥藩領、三河国碧海郡大浜村学校では、明治2年(1869)、大浜陣屋内に藩校日新館が設けられたが、明治4年(1871)に大浜村の西方寺境内に移されて、新民序(塾)となった。「学制」後の明治6年(1873)9月には、新民学校と名称変更して小学校となった<sup>(16)</sup>。この新民序(塾)では、読書・習字・算術の三教科制のもとで、8等級制をとり、7・6・5級は素読生、4・3級は解読質問生、2・1級は輪講生と称して、輪講は適宜、日を定めて、午後1時から4時まで行われ、教科書は漢学中心であった。

また一方で、旧藩主ではなく、庶民が主導した郷学でも、輪読＝会読が行われている事例があった。たとえば、相模の津久井郡吉野宿郷学校である。明治4年に出願許可され、明治5年に開設された学習舎は、沿革要略によると、明治5年「当時人民向学ノ志アリト雖、其道ナキニ苦メリ。茲ニ同駅平民吉野十郎、同彦次郎ナル者、之ヲ患フ。時恰モ郷学校ノ設置方ヲ奨励セラレタリ。因テ兩人此際ヲ機トシ有志者ヲ鼓舞誘導シ本校ヲ設置ス」とある。吉野親子のほかにも、吉野駅の平民渡辺柰右衛門、大房清十郎、船橋四郎兵衛らの協力周旋があったという。教師となったのは、旧幕府儒者吉野隆蔵の門人である上野宏三郎であった。この学習舎では、四書五経の素読からはじまり、日本外史・日本政記・皇朝史略・十八史略におよび、講義・輪講などを行うとともに、習字・作文・詩作を教授した<sup>(17)</sup>。完全な武士の藩校形式の学習法であり、これを平民の側から求めて作ったわけである。

他にも、南多摩郡の東長沼村の森平作らが尽力して、明治4年に創立した長沼郷学校にも、「歴史ハ輪講シ問難質疑以テ天下古今治乱成敗ノ跡ヲ講明スルヲ主トス」<sup>(18)</sup>とあり、また同じく南多摩郡の小野路村の橋本道助、津田村の石坂鎮四郎ら有志が協議して、明治4年に設立した小野郷学にも、講義・輪講・会読・素

読がなされていた<sup>(19)</sup>。小野郷学の学則には、毎月5・10の日を定日として（月6回）、5の日は歴史の解説、10の日は経書の輪講とあり、「俱に義理の明弁を以て要と為し、各々意見を發揮し、以て宜しく学識を増長すべし。然りと雖も、僻論・矯詞・僞言・勸説は、此れ乃ち学者の謹戒なり」、「講畢りて質問する者、前問畢りて後に問を興す。詞気は従容として、弁難は詳尽す。始めより末に至るまで、謹しくする勿れ、訛る勿れ」、「凡そ会友は、齒を以て序と為す。客来たり聴講する者は、客を以て序と為す。会友は止だ齒・徳を尊び、富貴貧賤の所は、論ずること勿れ」<sup>(20)</sup>と、会読の際の注意がなされていた。このような注意事項は、江戸期の藩校のなかで見られるものである。

郷学の会読方法と教育理念をうかがえる、一つの事例として、旧藩主の側が主導して設立した郷学の一つである、三重県朝明郡大矢知村の興讓堂を見てみよう<sup>(21)</sup>。明治3年の旧藩主の出した布達によれば、学校が盛大になり「人才教育」が行き届けば、「朝廷の御旨趣モ貫徹」して、郡中の「風儀淳朴」となり、村落の境界争いも自然と止み、分限を守って万事質実にわたるとされた。興讓堂は、郡中村々の平民子弟8歳から入校させ、読書・習字・算術の三教科を定め、それぞれ等級制をとっていた。漢学の読書の等級は9級で、1級ごとに権と真があり、実質的には18級で、三科目中もっとも細分化されている。この9級のなかで、5級以下は下等、6級以上は上等とされた。漢学のテキストのほとんどが漢籍で、四書の素読から始まり、易経・莊子・管子・韓非子・孫子・六国史・南北史・五代史に及んでいた。また習字は3級に分かれ、初級は伊呂波・人名・村名・国尽・干支・初登山手習教訓書、2級は商売往来・消息往来・庭訓往来などの往来物、3級は和漢朗詠集・千字文などである。数学法も3級に分かれ、初級の九々数から3級の開平方・開立法・点竄法までである。

教育方法は講義、会読、輪講、輪読、素読、詩文、習字法、数学法であった。なかでも、会読は、3日間の講義で「聴クトコロノ文面」を「論議研究」するものである。教頭または教授一人が会頭となって、12、3人を一グループとし、順序は、まず、問者が書中から250字を抜き出して、その日の答者に質問する。答者は一応、文面を解釈し終わると、○1つが与えられ、この○1つは5点と換算された。それから他の列席者が、1人ごとに1句ずつ、答者に「難詰」して、これをことごとく答えることができたならば、もう1つの○が与えられて、計10点の得点が獲得できた。しかし、もし答者が答えられずに、問者のほうでその意味を弁ずることができたときには、問者に回答者の位置を譲らねばならない。そして、今度はこの問者が答者となって、また同じことが繰り返された。

輪講についても、基本的には会読と同じやり方で、

会頭1人、12、3人のグループを作り、蒙求・十八史略などのテキストを順次に講じた。1人の講ずる範囲は「講紙半枚」、テキスト1頁分で、講じ終わるごとに、座中の人々が1句ずつ「難詰」して、「双方共通せざる所」があると、会頭がその意味を説き聞かせるという方法である。最後に会頭が「其巧拙ヲ考へ賞点ヲ施」し、6点が最高点で、一言でも口を開いた者には1点以上を与えたという。

このような会読・輪講の方法採用には、教頭の大賀賢励（1819～1906）が関与していると思われる。興讓堂には、3人の教頭がいたが、賢励はそのうちの1人であった。なかでも賢励が注目すべきは、輪講を学習方法の中核においた広瀬淡窓の咸宜園に学んでいたからである。大賀賢励は、天保14年（1843）1月、23歳の時に淡窓に入門し、弘化3年（1846）10月に帰郷するまでに、咸宜園の等級で権7級上まで進み、淡窓に「才子」と評された真宗僧侶である<sup>(22)</sup>。実際、興讓堂の講義・会読・輪講・輪読・素読の教育方法は、19等級制（9級の権と真、それに無級を含める）といい、課業といい、咸宜園と等しいものであった<sup>(23)</sup>。

興讓堂の掲示諸生には、こうした教育方法の前提となっている教育理念が示されている。本稿の問題意識からみて、重要なものをいくつか挙げておこう。第一は、「志ヲ立テ努力スルヲ学問ノ急務ト可為事」と、「志」と勤勉を強調すること、第二は、「其道ヲ講シ義理ノ蘊奥ヲ考究スル者、字義訓詁ヨリ学スンハ其要ヲ得ルコト能ハサレハナリ」と、漢籍ばかりか、「西洋原書及翻訳書」までの「字義訓詁」を重視していること（会読・輪講はこの「字義訓詁」を討論した）、第三は、「上王公貴人ヨリ下士庶人ニ至ルマテ、其位階ハ異ナレトモ、五倫ノ道アルハ同シ、道ヲ知ラサレハ禽獸ニ均シ。実ニ可恥ナリ。苟モ之ヲシラント欲セハ、皆学ハサルヘカラス」と、学問の平等性の強調である。もともと、興讓堂は旧藩主の主導のもとに設立されたが、この掲示諸生では、庶民側の能動性を説いている点の特徴的である。すなわち、「学ハズトモ可ナラント」されてきた「農工商ノ賤キ者」、言葉をかえれば「市郷草莽」が、学問、とくに読書に「発憤激励」して、「金石モ貫クノ志気」をもって、「須臾モ油断スヘカラス、夙夜刻苦研精斃テ而後已マント志」すべきだと強調している。

明治維新期の郷学では、この興讓堂に見られるように四民平等の理念のもとで、農工商までも会読＝輪講が行われるようになったことは注目すべきである。こうした会読＝輪講の底辺への拡大が進んだ理由は、対等に「難詰」しあう会読・輪読の場が、小野郷学の学則にあるように「富貴貧賤の所は、論ずること」（前出）のない、学力のみを試す、平等の理念を実現する場であったからであろう。とすれば、学制後の「小学教則」に輪講が提示されているのも、ことさらに特別

なものではなく、郷学ですでに実施されている全国的趨勢の反映であったといえるだろう。

4

ところで、文部省の「小学教則」は、先に述べたように、全国一律に義務化されたわけではなかった。各地の実情に応じて、適宜、教則が作られ、実施されたからである。そのなかで、庶民教育の中心教科となっていた読書・習字・算術の三教科式教則の一例として位置づけられているのが小田県の小学校規条である。そこにも、輪講の学習方法が採用されていたことは、すでに指摘した。本節ではこの小田県の教則を取り上げて、「学制」以後の小学校の輪講を一瞥してみよう。

海後宗臣も指摘しているように、小田県の教則が三教科だったことは間違いのないにしても、その教授内容は、「文部省で編輯した新しい教科書がとり入れられ、算術においても洋算を採用している」<sup>(24)</sup>ばかりか、その教授方法も、たんなる素読・暗誦以上の「輪講」「会読」が読書の科目で採用され、寺子屋とは異なって、「学制」以前の郷学に近い点で注目に値する。それで、少しく検討してみよう。まず「小田県小学校規条」(明治6年1月)<sup>(25)</sup>のなかで、読書の各級を抜き出してみよう。

第8級 読書 (1週12時即1日2時)

絵入智恵ノ環、明倫提要、学問ノススメ等ヲ授ク生徒四五名乃至七八名宛順列ニ並バセ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ畢テ一名毎ニ復読セシム

第7級 読書 (1週12時)

皇国地誌略、世界国尽等ヲ授クルコト前級ニ同ジ且地図ヲ置テ地名山川等ヲ呼ビソノ所ヲ指示セシム

第6級 読書 (1週12時)

和洋支那ノ史略等ヲ授クルコト前級ノ如シ一週間ニ一度大意ノ講義ヲ授ク

第5級 読書 (1週12時)

窮理図解、窮理問答、養生論等ヲ授クルコト前級ノ如シト雖モ意解ヲ兼ネ教ユ且已ニ学ブ所ノ書ニツキ一週一度輪講セシメ及ヒ地球儀ノ用法等ヲ示シ世界地図ノ大略ヲ記セシム

第4級 読書 (1週12時)

勸善訓蒙及五洲記事博物新篇訳解等ヲ授クルコト前級ノ如シト雖モ講義会読ヲ主トシ且前已ニ学ブ所ノ書ヲ講述シ或ハ一名毎ニ所ヲ変ヘテ意義ヲ質問ス

第3級 読書 (1週15時)

輿地誌略、王代一覽、生産道案内等ヲ授クルコト前級ノ如シ且地図地球儀ニツイテ地球運轉天体ノコトヲ論解シム

第2級 読書 (1週15時)

博物新篇補遺西洋事情農家備用等ヲ授クコト前級ノ如シト雖モ勉メテ独見ノ上質問講義会読等ヲ要ス

第1級 読書 (1週15時)

経済論、各国史略、化学入門、格物入門和解等ヲ授クルコト前級ノ如シト雖モ時々各国ノ盛衰強弱政体風俗等ノコトヲ輪議論述セシム

復読(素読)、講義、輪講の三つの方法が採られ、第8級から第6級までは、暗誦を中心とした復読(素読)、第6級から第1級までは、講義と会読・輪講が並行して行われている。とくに第4級に「一名毎ニ所ヲ変ヘテ意義ヲ質問ス」とあることは注目すべきである。生徒同士の「所」を変えた「質問」がされているからである。当該級では「講義会読」と、先生から教授する講義に、会読を付加していることは、この生徒同士の「質問」を強調する意図があったのだろう。もしそうであれば、文部省の小学教則以上に生徒主体の授業が明示されているとあってよいのではないと思われる(後に述べる)。

ここで、小田県小学校が、明治4年(1871)に開設された郷学、啓蒙所の延長線上にあること、そして啓蒙所設立を提案したのが窪田次郎(1835~1903)であったことは想起されてよい<sup>(26)</sup>。

小田県小学校の前段階にあった郷学、啓蒙所の教則もまた、「手習」「素読」「算」の三教科であったうえに、使用されたテキストにおいても、小学校と共通するものがあつたからである。たとえば、『明倫撮要』『生産道案内』『世界国尽』『窮理図解』は、両者に見ることができる。ただ、啓蒙所の教授方法は、「素読」が中心となっている点は、「学制」後の小学校と異なっている。これは、7歳から10歳までの全員就学を謳う啓蒙所が、小学校の下等に相当するからであろう。ただ、啓蒙所においても、輪講・会読が行われなかったわけではなかった。深津郡内の啓蒙所では、明治5年(1872)2月から啓蒙所の生徒は月に一回参集して会読を行っていたことは注目すべきである(「深津啓蒙所記録」)。ここには、啓蒙所のすべての生徒が参加したわけではなく、優秀な者が選抜されて参加したのかもしれない。

啓蒙所では、輪講・会読ができなかった理由には、今述べた生徒が初級段階(素読段階)の学力しかなかったことのほかに、教員の問題もあつたのではないかと推測される。啓蒙所の沿革を述べている杉山新十郎によれば、明治4年の設立当初、寺子屋の手習師匠のなかには、「己れに不利なるより陰に陽に非難妨害を加」えることがあつたが、彼らを説得し、福山より教師を派遣して、「一ヶ月乃至三ヶ月を一期として読書算術を習得」させ、修了試験の後に教員または助教として採用し、就職後も、当分「月二三回」の講習の義務を負わせたという<sup>(27)</sup>。こうした便宜的な措置が取られたのは、手習師匠が「読書算術」の素養がなかったことを示唆しているのではないか。算術については洋算の問題があるだろうし、読書においても『世界国尽』『窮

理図解』のような新知識に欠けていただけではなく、素読、さらに会読といった藩校教育のなかでは一般的であった学習方法に慣れていなかったという点が考慮されねばならないのではないか。もしそうであれば、深津郡内の啓蒙所で、生徒たちを月に一回参集させたのは、会読を主宰することのできる教師が不足していたからという要因もあるのではないかと思われる。

ところで、注目すべきことは、郷学啓蒙所と「学制」以後の小田県小学校との間には、より根本的な断絶があったという点である。入江宏によれば、維新时期郷学は、「一郷のリーダーたちが、維新の政治理念に呼応して、教育を通して一郷の人民を開化し、啓蒙せんとした理想」があり、この「理想」は、郷学創設に際して掲げられたスローガン、すなわち「政教一致」「一郷の王化」に象徴されているという<sup>(28)</sup>。ここで想起すべきは、窪田次郎の当初の啓蒙所の設置意図が、まさに「政教一致」の学校を目指していた点である。

窪田次郎は、明治5年9月に民選議院の構想案を建白している。そこで窪田は、「上ヨリ降」る「為政」=国家権力の行使と「下ヨリ昇」る「議政」=民意の反映とは、「天下ヲ御スル」政治の「聖術」だととらえ、後者の「議政」の制度として、小区会 $\leftrightarrow$ 大区会 $\leftrightarrow$ 県会 $\leftrightarrow$ 天朝下議院が上下連環する民選議院の構想を提示した。これは、「国民の意向を徹底して国政に反映させようとする独自の「下議院」(民選議院)の構想」<sup>(29)</sup>として高い評価をうけているものである。

注目すべきことは、この議院構想案と啓蒙所とは密接な関係にあったという点である。具体的にいえば、窪田は、小区の会議所と同一敷地内に、啓蒙所を置こうとしていた。これは、「人材陶冶ノ為メ政教一場ノ局ヲ設ケテ幼年ヨリ実地ノ見聞致サセ候ハ、空学ノ弊ヲ免レ可申」<sup>(30)</sup>とあるように、生徒の「実地ノ見聞」のためであったと思われる。もしそうであるとすれば、会議所での議論はそのまま授業での会読・輪講の模範として位置づけようとしていたのではないか。逆にいえば、会読・輪講によって学び、「人材陶冶」された者が大人になってはじめて、小区・大区の会議は熟議の場となるという構想をもっていたのではないかと思われる。

その傍証ともいえるのが、窪田が起草した啓蒙社の規則である。啓蒙社は啓蒙所運営の財政的基盤として設立された結社であったが、規則はその会則である。そこには、第一則冒頭に「会議之節ハ公明正大中庸平和」であることを目指して、「私語」「私利ヲ営ミ依怙鼻眞」を禁じ、「仮令小事タリトモ必ス社中一同ノ評議ヲ以テ定ム可事」(第二則)とされていた。そして、会読との関連を示唆するのは、「周旋方ハ貴賤長幼ノ別ナク都テ同体タルヘシ」(第五則)と、社員間の平等を規定した後に続く、次の一節である。

会議ノ節必ス輪作りニ列座シ上下ノ語断テ口ヨリ出

ス可カラサル事

この「輪作りニ列座」した「会議」とは、冒頭に挙げた「車座の討論会」=輪講であろう<sup>(31)</sup>。とすれば、この啓蒙社の「会議」は啓蒙所の生徒たちの「実地ノ見聞」の模範となるべきものであり、逆に、学校の会読・輪講によって理性的な討論を学んだ生徒が成長して、将来、啓蒙所を運営する啓蒙社、さらに小区会・大区会・県会の議院に参加するようになる<sup>(32)</sup>。窪田の「政教一致」とは、このような学校と政治の場を一致させようとする構想だったといえるだろう。

しかし結論を先にいえば、このような窪田次郎の構想、それはまた、彼個人にとどまらない維新时期郷学の一つの理念は、後にみるように、明治政府の教育方針と背馳することになる。以下、この点について見てみよう。

## 5

先に見た、明治政府の「学制」の四民皆学の平等理念は、実現の難しい理想だったといえるだろう。「学制」反対運動が起こったからである。反対の最大の理由は、教育費の受益者負担にあったが、教育内容に関する戸惑いもあっただろう。テキストの難しさはもちろんだが、その教え方にも問題があったのではないか。一言でいえば、小学生に輪講を行うことの難しさである。

もともと藩校でも、会読=輪講は素読・講釈の階梯を経た、だいたい15歳以上の上級者によってのみ行われていた。それを小学生にも行えというのであるから、その非現実性は明らかである。小学生に『気海観瀾広義』のような初級物理学書を「独見」予習してきて、その内容を生徒に講義させ、生徒たちから質問を出させて、講義した生徒がそれに答えてゆくというのは、絵に描いた餅であったろうことは容易に想像できる。

そのうえ、討論の難しさもあったろう。武士たちは藩校のなかで経験していたが、農民や町人の寺子屋では読み・書き・算術で、会読はなかったし、親たちも寄合のなかでの話し合いをするだけで、反対意見を述べ、討論するなどという経験はなかったろう(ただ、たとえば大矢知村の興讓堂のように、郷学がすでに設立されていて、会読経験がある場合には、少しは慣れていたかもしれない)。それだけに、小学校の教育風景は異様に映ったのかもしれない。

さらに本稿が指摘したいことは、この庶民側の問題のほかに、「学制」の輪講が教育の表舞台から消えてゆくには、二つの理由が考えられるという点である。その一つは、「学制」によって師範学校が設立され、西欧教授法が研究されてきた点に関わっていると思われる。中内敏夫によれば、師範学校が重要なのは、

それまで自力主義にもとづく学習方法しかなかった世界にはじめて、教え方、授業法を提示したことにあるという<sup>(33)</sup>。たしかに、素読・講釈・会読（輪講）の三つの学習方法のうち、素読・講釈と異なり、会読（輪講）は、基本的には自ら学ぼうとする自力的な学習法であって、どう教えるかという教授法ではない。会読では、学習の主体性・能動性が説かれ、異質な他者の意見と討論するなかで、「自得」することが目指されていたのである。

このような江戸時代以来の伝統的な学習方法にたいして、師範学校が率先して導入した教授方法は専ら西欧思想の理論に依拠したものであった。お雇いアメリカ教師スコットが東京師範学校において伝授した教授方法は、「教師が教材の一節をとりあげてそれにつき発問する、生徒は一人ずつ立って応答し、教師はその都度正誤を明らかにする、これが一巡したのち全生徒一斉に正答を唱和するというような方法であって、このくりかえしによって一定の教材を生徒の頭脳に銘記させようとするものであった<sup>(34)</sup>」という。しかも、この教授方法と結びついて、厳格な教室管理のルールがとられ、「教室における生徒の一挙手一投足はすべて1、2、3という教師の号令のままにおこなわれることとされたのである<sup>(35)</sup>」。

ある意味、これは講釈の一斉授業の再生ともいってよいだろう。ペスタロッチ主義の影響を受けた明治初期の授業方法は、なお生徒の自己発達を助けるための開発主義教育であったが、明治20年代以降は、ヘルバルト派教育学が採用され、ますます講釈的な傾向は増したといえるだろう。それは、本質的には「記誦注入の法」であり、素読と講釈のリバイバルともいえる<sup>(36)</sup>。ここでは、会読の共同読書の自発性は完全になくなってしまったのである。

事実、明治14年(1881)の小学教則綱領の出る前に、東京師範学校付属小学校では、明治13年に教則が変化して、明治10年(1877)の上等小学の教則にはあった「輪読」が消えていることは、示唆的である<sup>(37)</sup>。「開発主義」の授業法が導入されることによって、「輪読」はなくなるのである。

## 6

会読の終わりは、西欧の一斉教授法の導入によるとともに、他の理由も考えられる。明治10年ごろに、「学制」の実施状況の視察が行われた。そのなかで、注目すべき報告がある。関西諸府県を巡回視察した九鬼隆一は、修身学の「討論」への忌避感をあらわにしているのである。

修身学ハ、少年子弟ヲシテ感發セシメンコトヲ要ス。故ニ漸ヲ逐テ其根柢タルベキ書籍ヲ定メ、其主意ヲ拡充シ、宜キヲ料テ、或ハ談話ヲ用キ、或ハ講説

ヲ為シ、畢竟少年ヲシテ悚然感發セシムルノ道ナレバ、教育上ニ在テハ固ヨリ緊要ノ者タリト雖、従前ノ輪講会読等ノ如ク、文義ノ差異ト意義ノ蘊奥トヲ討論弁議スルニ止マルハ、却テ其精神ヲ発起スルニ足ラズシテ、普通徳上ニ補ナキノミナラズ、有用ノ時日ヲ費シ至重ノ脳力ヲ消耗スル者有ラン。故ニ此学ヲ講ゼンニハ、厳シク此防ギ無カルベカラズ<sup>(38)</sup>。

(九鬼隆一「第三大学区巡視報告」、明治10年)  
「文義ノ差異ト意義ノ蘊奥」をめぐる「討論」する「輪講会読」の方法は、知力のみを重んじて、道徳の実践に役立たず、かえって「至重ノ脳力ヲ消耗スル」という。ちなみに、近代日本思想大系本には、この「輪講会読」について、「輪講は、生徒が習得した知識内容を交互に講述し、点検しあうことを中心とする生徒主体の学習形式で、学制の小学教則には読本輪講・地理学輪講などが教科に掲げられていた。会読は生徒が書を読み合い、討論などにより理解を深めるもので、やはり生徒中心の学習形式の一<sup>(39)</sup>」と評しているように、「生徒主体」「生徒中心」の学習形式であった。ところが、こうした「生徒主体」「生徒中心」が修身教育にとっては、問題があるというのである。

少年子女講習ノ間、討論ヲ専ラニスルコトナカラシムベシ。徒ラニ弁ヲ好ンデ論ズルハ、唯其言語ヲ飾リ勝ン事ヲ勉メテ、却テ記憶ヲ損ズレバナリ<sup>(40)</sup>。  
(九鬼隆一「第三大学区巡視報告」、明治10年)

こうした危惧が、修学方法としては会読・輪講以前の素読・講釈的な暗誦の注入主義を取り上げることになったのではないか。

会読＝輪講の排除の理由として、修身教育への懸念とともに、注目すべきは、先にみた維新时期郷学のなかにあった政教一致の理念である。もともと江戸後期以来の会読の歴史を振り返ると、会読の場は政治的な討論の場となりうるものであった<sup>(41)</sup>。そして、その傾向は、明治になって一層、はっきりしてくる。たとえば、先に述べた長沼郷学校や小野郷学のような南多摩郡の郷学が前駆となって、自由民権結社となるのである。つまり、西欧政治学や法律学、経済学の翻訳書の会読の場が、政治的な討論の場となってゆくのである。こうした教育の場が政治化することをもっとも危惧したのは、時の内務卿伊藤博文であった。

伊藤博文は、明治12年(1879)9月、天皇からの下問を受けて答えた「教育議」のなかで、「蓋シ現今ハ、大抵漢学生徒ノ種子ニ出ヅ。漢学生徒往々口ヲ開ケバ輒チ政理ヲ説キ、臂ヲ攘ゲテ天下ノ事ヲ論ズ。故ニ其軋ジテ洋書ヲ読ムニ及テ、亦静心研磨、節ヲ屈シテ百科ニ従事スルコト能ハズ、却テ欧州政学ノ余流ニ投ジ、軋タ空論ヲ喜ビ、滔々風ヲ成シ、政談ノ徒都鄙ニ充ルニ至ル<sup>(42)</sup>」(「教育議」)と非難して、「工芸技術百科ノ学」を広めようとした。ここで非難されている「漢学生徒」が「往々口ヲ開ケバ輒チ政理ヲ説キ、臂ヲ攘ゲ

テ天下ノ事ヲ論」じているという事態は、「漢学」流の会読・輪講の学習方法が過激な「政談」をもたらしていることを指していたのではないか。「教育議」における伊藤の趣旨が、学校の間から政治的な討論を排斥することにあつたことは明らかである。さらに付け加えれば、この「教育議」の批判は、それ以上の意味をもっていたのではないかと思われる。伊藤は、会読・輪講における読書討論よりも、「工芸技術百科ノ学」の体系的な知識と理論を教え込むことの緊要性を求めていた。西洋科学と技術を習得するためには、読書による拾い読みの断片的な知識ではなく、体系的な知識と理論の一斉授業を必要としていたのである<sup>(43)</sup>。

ともあれ、明治になって、会読が廃れた理由は、二つの側面から考えなくてはならないだろう。一つは教授方法導入という観点から、そして、もう一つは討論がもたらす政治的な談論への忌避からの権力側の圧力である。後者についていえば、よく知られているように、自由民権運動の活発化とともに、教師への締め付けが厳しくなる。集会条例で、教員の政治集会・演説会への参加が禁止され、明治14年の「小学校教員心得」では、「学制」初期、五日市の勸能学校にみられたような教師の自由な活動は禁止される<sup>(44)</sup>。さらに明治19年(1886)の森有礼の「師範学校令」で、師範学校に軍隊式教育が導入され、学校教育の場は政治に吸収されるのである。

## 7

本稿では、会読・輪講が「学制」にとり入れられ、全国各地の教則に見られたことは、たんに江戸時代以来の旧式の学習方法が滑り込んだわけではなかったし、また、師範学校の西欧教授法が摂取されることによって、早晩、否定されるべき旧慣だったわけでもなく、もっと積極的な意義をもっていたのではないかという問題提起を試みた。すなわち、それは、身分や家柄のような所属を度外視して、学力だけを試す、対等な討論を志向していた点で、四民平等の理念にふさわしいものであつたうえに、また「生徒主体」「生徒中心」の学習方法であつたという意味で、個人主義的な「学制」の理念にもふさわしいものだったのである。

こうした江戸時代の学習方法である会読・輪講が「学制」の平等主義的・個人主義的な理念に適合していたというのは、あまりに暴論だと思われるかもしれない。しかし、自由民権運動を主導した学習結社での輪講・会読を想起するとき、こうした評価もあながち間違いではないと思われる。というのは、窪田次郎が郷学啓蒙所で構想したような、政教一致の理念は「学制」以後の学校では、政治的な討論につながるということで排除されていったが、逆に学校と接点をもちつつ展開した自由民権運動の学習結社では、見るべき成果を

あげていたからである。たとえば、窪田次郎は、明治7年(1874)に蛙鳴群という学習結社を作って、「法律書会読」<sup>(45)</sup>と演説会を開き、また、三多摩の郷学の小野郷学が、当該地域の学習結社の先駆的な存在であつたように、政教一致の維新时期郷学における会読・輪講経験が学習結社のそれにつながっていったのである。しかし、逆にだからこそ、国家主義的な教育を目指そうとする伊藤博文らの明治政府にとってみれば、会読・輪講は教育現場から排除すべきものだったのである。

## 注

- (1) 拙著『江戸後期の思想空間』(2009年、ベリかん社)、拙稿「金沢藩明倫堂の学制改革—会読に着目して—」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』58輯、2009年3月)、「吉田松陰における読書と政治」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』60輯、2011年3月)、「江戸後期の読書と政治」(『日本文化論叢』19号、2011年3月)参照。
- (2) 小田急電鉄編『利光鶴松翁手記』(小田急電鉄開業30周年記念出版、1957年)64頁。
- (3) 前掲拙著、61~62参照。
- (4) 山住正己編『教育の体系』(日本近代思想大系6、岩波書店、1990年)31頁。
- (5) 同上。
- (6) この点について、中内敏夫は、「72年の「学制」は、これに対して、全く新しい全国一元の小学校像をうちだしたが、その方法をあらわすに、「口授」とか「輪講」といった藩校・郷学のもっていた方法を採用したことについては周知のところである」(『近世日本の人間形成論と民衆心性』、著作集IV、91頁)と指摘している。しかし、あまりに「周知のところ」であつたせいか、管見の範囲では、これまでの教育史研究のなかで「学制」時の輪講の意義について考察した研究はない。
- (7) 『明治以降教育制度発達史』巻1(教育史編纂会、1938年)397~417頁。
- (8) 同上、426頁。
- (9) 海後宗臣『明治初年の教育』(評論社、1973年)第7章「小学校教則の編成」参照。
- (10) 同上、241~245頁。
- (11) 同上、253~261頁。
- (12) 前掲書、32頁。
- (13) 入江宏「郷学論」(『宇都宮短期大学音楽科研究紀要』16号、2009年)参照。入江は郷学の研究史を総括したうえで、近世的郷学と維新时期郷学と範疇的に区別して、両者が郷学の設立主体と理念・目的において異なっていることを指摘している。本稿では、近世的郷学と維新时期郷学の連続・不連続の問題については留保したうえで、入江の提起する維新时期郷学に従う。
- (14) 稲垣忠彦は、維新时期の長野県の郷学は、寺子屋の手習と藩校の素読・輪講の二つの系列の教則が合成していることを指摘している。「郷学校の発展と学習内容」(『帝京大学文学部紀要教育学』28号、2003年)参照。
- (15) 『日本教育史資料』第3冊(文部省、明治23年)338頁。
- (16) 結城陸郎「愛知県における郷(義)校の発達とその意義」(『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』18巻、1971年)参照。
- (17) 『日本教育史資料』第3冊、350頁。
- (18) 同上、364頁。
- (19) 同上、366頁。小野郷学については、坂根義久「民営郷学



- 校の一考察—とくに」小野郷学について—」（『東京教育大学附属駒場中等学校研究報告』13号、1974年）参照。
- (20) 同上、366～367頁。
- (21) 同上、329～335頁。興讓堂については、梅村佳代「『学制』期の小学校創設と子どもの学習内容—三重県朝明郡大矢知学校創設と伊藤家の子どもの事例を中心として—」（『奈良教育大学紀要』55巻1号（人文・社会）、2006年）参照。
- (22) 大賀賢励については、志水雅明『発掘街道の文学〈3〉四日市。湯の山編』（伊勢新聞社、2006年）306～313頁参照。天保14年正月15日に入門し、弘化3年10月18日に退塾している。淡窓の日記、弘化3年10月18日条に、「賢励、伊勢人、位次至七級上、才子也」とある。
- (23) 咸宜園の課業については、拙稿「広瀬淡窓における学校と社会」（『日本文化論叢』17号、2009年）参照。
- (24) 海後前掲書226頁。
- (25) 同上、242～245頁。
- (26) 啓蒙所については、有元正雄他『明治期地方啓蒙思想家の研究—窪田次郎の思想と行動』（淡水社、1981年）、久木幸男・山田大平「郷学福山啓蒙所の一考察」（『横浜国立大学教育紀要』29号、1989年）参照。
- (27) 有元前掲書、426頁。
- (28) 前掲論文参照。
- (29) 『憲法構想』（日本近代思想大系9、岩波書店、1989年）451頁。
- (30) 有元前掲書、312頁。
- (31) 同上、417頁。
- (32) 片桐芳雄は、自由教育令期の岡山県における小学教則編成をめぐる郡区教育会議を論じている『自由民権期教育史研究』（東京大学出版会、1990年）第4章第3節参照。これによれば、小田県の郡区教育会議では、教員を含めた参加者がかなり理性的な討論をしていることが知られるので、直截に啓蒙所と会議所とを結びつけるという窪田の構想は実現できなかったが、理性的な討論は小田県では行われていたといえるのではないかと推測される。
- (33) 中内敏夫「近世日本の人間形成論と民衆心性」（著作集Ⅳ）84頁。中内によれば、近世日本には、学問各分野における専門学者は生れたが、教える技にかかわる固有の意味での教育学の学者は生み出さなかった。江村北海の『授業編』も、「いかに業を授けるかの論ではなく、いかに業を受けるかの論、つまり学習論」であるという（『教育評論の奨め』42～43頁）。日本に、いかに教えるかの教授法が専門的に導入されたのは、師範学校が作られたときであって、その意味で、「師範学校＝教員養成学校こそ、近代日本の純粹の輸入品」（同上、42頁）なのである。
- (34) 佐藤秀夫「近代教育の発足」（『岩波講座 現代教育学5 日本近代教育史』、51頁）参照。
- (35) 同上、52頁。
- (36) 中内敏夫『教育評論の奨め』（国土社、2005年）51頁。
- (37) 稲垣忠彦『明治教授理論史研究』（評論社、1977年）79頁。
- (38) 前掲『教育の体系』60頁。
- (39) 同上。
- (40) 同上、69頁。
- (41) 前掲拙稿「江戸後期の読書と政治」参照。
- (42) 前掲『教育の体系』、83頁。
- (43) この点について、中内敏夫は、幕末の西洋医学所頭取松本良順の回想をもとに、指摘している。前掲書44～47頁。
- (44) 色川大吉『明治の文化』（岩波書店、1970年）参照。五日市の学習結社の会読の成果が、千葉卓三郎の起草した「五日市憲法」であったといえる。

(45) 有元前掲書、339頁。

(2011年8月31日受理)